

新型コロナウイルス感染拡大の中の日本外交

— 第 201 回国会（常会）における外交論議の焦点 —

寺林 裕介

荒木千帆美

(外交防衛委員会調査室)

1. はじめに
2. 新型コロナウイルス感染症をめぐる外交政策
 - (1) 日本の国際協力
 - (2) 邦人保護・水際対策
 - (3) クルーズ船に対する国際法上の管轄権
3. 深刻化する米中対立
 - (1) 米中貿易摩擦の動向
 - (2) コロナ禍をめぐる米中関係 — WHO・台湾 —
 - (3) 香港情勢に対する日本の姿勢
4. コロナ禍における日本の近隣外交
 - (1) 日中関係
 - (2) 日露関係
 - (3) 北朝鮮情勢

1. はじめに

安倍総理は第 201 回国会冒頭の施政方針演説において、「新しい時代の日本外交を確立する、その正念場となる 1 年」との決意を表明した¹。しかし、2020 年 1 月 16 日に国内で初の感染者が確認された新型コロナウイルス感染症の拡大が、世界的にもパンデミックと形容される事態となったことから、外遊を通じた首脳会談等が困難となり日本の外交日程も変更を余儀なくされた。国際政治においても、G 7 サミットを始め、核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議や第 26 回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP26）、世界貿

¹ 第 201 回国会参議院本会議録第 1 号 5 頁（令 2.1.20）

易機関（WTO）閣僚会議など重要な国際会議が延期になるなど大きな影響を受けた。

このような新型コロナウイルス感染症の拡大というグローバルな課題に対処するためには、大国間の協力姿勢が強く求められる。それにもかかわらず、昨今の米国と中国の対立した両国関係は、パンデミックとともにますます先鋭化し、今後の国際協調の立て直しを不透明なものとしている。本来であれば、世界保健機関（WHO）を中心に国際社会が一致結束して対応すべきであるが²、大国間のリーダーシップや国際機関の役割等が問われる結果となった。

本稿では、新型コロナウイルス感染症の拡大とそれに伴う米中関係の悪化に対して日本外交がどのように向き合ったのかを中心に、第201回国会（常会）で行われた外交論議を紹介していく。

2. 新型コロナウイルス感染症をめぐる外交政策

（1）日本の国際協力

日本国内において新型コロナウイルス感染症に対応している間にも、欧米諸国で感染が拡大していた。また、貧困層の多さや脆弱な医療体制から、アフリカでは5月13日に全54か国において感染が確認されて以降、その後も加速度的に感染者が増加し、中南米でもブラジル、ペルー、チリなどで感染者が急増した。日本外交の役割として茂木外務大臣は、「各国が自分の国での拡大の防止を図るフェーズから、それもやりながら、国際的な、特に医療提供体制が脆弱な途上国に対する支援を行っていく」との考えを示し³、日本政府は、緊急対応策第2弾の一環として、国際機関に対し、総額約150億円に上る政府開発援助（ODA）を拠出し、また、4月30日に成立した令和2年度第1次補正予算においては、途上国での感染拡大防止のため、保健・医療分野での能力強化・物資提供等の支援（無償資金協力及び国際機関経由）を実施するため840億円を計上した。

新型コロナウイルス感染症への対応に、国際社会の一致した取組が求められる中で、3月16日には、G7首脳間において初めてとなるテレビ会議形式での会議が開催された。会議では、新型コロナウイルスのパンデミックが、人道的な悲劇かつ世界的な衛生上の危機であり、世界経済にも大きなリスクを与えることを確認し、強いグローバルな対応を確保するために必要なことは全て行うことをコミットするとした首脳宣言が発出された。この首脳宣言について茂木外務大臣は、「第一に、世界経済への影響を食い止めるためにG7として財政金融政策を含むあらゆる政策手段を用いていくこと、そして第二に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、適切な国境管理を含む水際対策、治療法及びワクチンの迅速な開発、即時情報共有の重要性についてG7の首脳が一致をして声明を発出したことは大きな成果であったと考えている」と評価した⁴。

新型コロナウイルスの爆発的な感染拡大が最初にあった中国、また、2月下旬の早い段

² 第201回国会参議院予算委員会会議録第17号12頁（令2.4.29）

³ 第201回国会衆議院外務委員会会議録第5号7頁（令2.4.10）

⁴ 第201回国会参議院外交防衛委員会会議録第4号10頁（令2.3.18）。なお、4月16日にもG7首脳テレビ会議が開催された。

階で大邱（テグ）市を中心に多くの感染者が出た韓国の両国については、日本との人的交流の多さ、域内経済の結び付きなどから緊密な連携が求められた。3月20日には、日中韓外相テレビ会議が開催され、茂木外務大臣から、医療物資や医薬品の円滑な輸出入の確保と緊急融通に向けての協力等について提起された。例えばマスクの不足については、「マスクの原材料の輸出や製品の輸入の円滑化についてさまざまなレベルで中国側に働きかけを行ってきており、中国側からも、基本的に前向きな回答を得ている」と国会で説明があった⁵。中国との関係について茂木外務大臣は、「目下の課題は新型コロナウイルスの感染の世界的な拡大に対処するための国際的な協調と連携であるとの観点から、王毅外務大臣と個別の電話会談、また日中韓外相会談等でさまざまな意見交換を行っている」と述べた⁶。韓国との関係については、安倍総理から「互いに手配を行ったチャーター便を邦人帰国のために融通し合うなど、現場レベルでの協力も行ってきた」ことの紹介があり、情報や知見を共有していくことは極めて有意義であるとの見解が示された⁷。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、日本の製薬会社が開発した抗インフルエンザ薬「アビガン」が世界的に注目を集め、日本は多くの国から提供の要請を受けた。アビガンについて茂木外務大臣は、「電話会談などやっているが、みんな要求される」と述べ⁸、この薬の提供について「日本でどれくらい使うようになるのか、どれくらい備蓄が進むのかといった状況も見ながら、また、海外でどれだけニーズも出てくるかを考えながら、今後検討していきたい」との考えを表明した⁹。日本政府はアビガンを無償供与するため総額100万ドルの緊急無償資金協力を行うことを決定し、新型コロナウイルスに関する臨床研究を拡大していくこととした。アビガンは、5月8日に1か国目としてエストニアに供与されている。

（2）邦人保護・水際対策

ア 邦人保護

国際社会において、WHOが緊急会合を開いて「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を時期尚早として見送る判断を決めた1月23日、中国政府は突如として武漢の都市封鎖を発表した。この発表の直後、日本政府は現地にチャーター機を派遣して在留邦人を帰国させることを決定し、1月28日の第1便から2月17日の第5便までチャーター機による邦人輸送を5回行った。これにより在留邦人720人と関連する者を合わせて828人の帰国が実現した¹⁰。現地には拠点となる総領事館がなかったため、外務省は北京の大使館員10人を1,200km離れた武漢に陸路で急行させた。

世界的な新型コロナウイルスの感染拡大が起こると、各国の国境閉鎖や外出禁止措置

⁵ 第201回国会衆議院外務委員会議録第4号14頁（令2.4.3）

⁶ 第201回国会衆議院外務委員会議録第7号7頁（令2.5.15）

⁷ 第201回国会参議院予算委員会議録第17号13頁（令2.4.29）

⁸ 第201回国会衆議院外務委員会議録第5号7頁（令2.4.10）

⁹ 第201回国会衆議院外務委員会議録第6号8頁（令2.5.13）

¹⁰ 茂木外務大臣は邦人保護を外務大臣としての最も重要な仕事とし、武漢の帰国希望者は全員帰国でき、それがどの国よりも早かったと評価した（外務省ウェブサイト『茂木外務大臣会見記録』（2020.4.28））。

などにより邦人旅行者等が行動の制約を受ける事例や、航空便の突然の減便又は運航停止により影響を受ける事例が発生した。日本政府は、外務省本省と各国の在外公館から、また、領事メールなどを通じた適時適切な情報提供、現地当局への働きかけを通じて対応することとした¹¹。国会でも支援の必要性について問われた茂木外務大臣は、「どういった形で帰国を希望される方が安全に帰国できるようになるか、今検討を進めている」と答弁した¹²。結果として、国際線の運航停止等により出国又は帰国が困難になった邦人について、5月末までに約1万人の出国又は帰国が実現した。

上記の経験を踏まえ、令和2年度第1次補正予算外務省所管分においては、邦人保護等の拡充として35億円を計上し、近隣の在外公館や本省の職員らが駆けつけるオペレーション・ユニット（モバイル領事館）を設置する態勢を整備するほか、在外邦人の安全状況確認のためのシステム整備に取り組むこととした。

イ 感染症危険情報の発出

外務省では、在外邦人及び海外渡航者の安全を確保するため、これまでも感染症危険情報の発出、レベルの引上げを行っていたが、新型コロナウイルス感染症に関しても危険情報を発出した。3月18日、全世界を対象に感染症危険情報レベル1（注意喚起）を発出し、これは全世界に一律で発出する初めてのケースとなった。3月31日には、49か国・地域の感染症危険情報レベルを、新たにレベル3（渡航中止勧告）に引き上げるとともに、レベル3の国・地域を除く全世界の感染症危険情報レベルをレベル1からレベル2（不要不急の渡航自粛勧告）に引き上げた。この時点で計73か国・地域がレベル3となり、世界人口の48%、GDP8割をカバーするものとなった。茂木外務大臣は、新型コロナウイルスの感染の世界的な広がり、感染拡大のスピード、死者や重症者の増加に伴う医療体制の整備といった状況を総合的に勘案して先手を打っていくとの観点から、1万人当たりの感染者数、また、海外からの移入例等を考慮することをレベル引上げの理由として説明している¹³。その後、6月5日までに計129か国・地域がレベル3に指定された。

ウ 水際対策

日本における新型コロナウイルスに関する水際対策については、出入国管理及び難民認定法に基づく上陸拒否、検疫強化措置、外国との間の航空旅客便減便等による到着旅客数の抑制要請のほか、外務省においても査証の効力停止、査証免除措置の停止が実施された。新型コロナウイルス感染症対策本部で3月5日、「水際対策の抜本的強化に向けた新たな措置」が決定され、3月8日までに中国（香港、マカオを含む）、韓国で発給された査証の効力停止、査証免除措置の停止等が実施された。中韓両国から始まったこうした入国規制は、あくまで新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための措置であり、政府は「何ら外交的な意図を持つものではない」としている¹⁴。実際にこうした入国拒否

¹¹ 第201回国会参議院外交防衛委員会会議録第6号4頁（令2.3.26）

¹² 同上

¹³ 第201回国会衆議院外務委員会会議録第4号2頁（令2.4.3）、同第7号16頁（令2.5.15）

¹⁴ 第201回国会参議院外交防衛委員会会議録第3号20頁（令2.3.10）

対象地域は、国家安全保障会議（NSC）による5月25日の「水際対策強化に係る新たな措置」の決定までに、111か国・地域に広がった。

逆に、今国会終盤においては、出入国規制をいかなる形で緩和し、国際的な人の往来を再開させるのが議論となった。茂木外務大臣は、日ベトナム間（6月1日）、日ニュージーランド間（6月4日）、日豪間（6月5日）、日タイ間（6月18日）で外相電話会談を行い、人の往来を可能とする仕組みを構築するための議論を始めた。どのように規制緩和を行っていくのか基本的な考え方を問われた茂木外務大臣は、「まず日本での感染拡大の終息が必要だと考えており、同時に海外の感染状況や主要国の対応をもう少ししっかりと見極める必要がある」とした上で、「相手国における感染状況等、様々な情報を総合的に勘案して、どのようなアプローチが適切か検討していきたい」と答えた¹⁵。

（3）クルーズ船に対する国際法上の管轄権

米国企業が運航しているイギリス船籍のクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」は2月3日から横浜沖に停泊した。約3,700人の乗員・乗客の中で新型コロナウイルスの集団感染が発生したことにより、2月1日に香港で下船した乗客の感染が確認された以降の対応について、沿岸国や旗国等の管轄権の整理など国際的なルール作りの必要性にまで議論が及んだ。加藤厚生労働大臣は、2月4日の時点で搭乗者が下船後に感染したという情報しかなかったとし、「その段階（2月1日）で、今から思えば船会社に対応をとってほしかった」と国会で答弁した¹⁶。

クルーズ船に対する国際法上の管轄権について日本政府は、国連海洋法条約に基づき、船舶は公海において旗国の排他的管轄権に服するとし、また、港を含む内水及び領海には沿岸国の主権が及んでいることから、日本の港及び領海にある船舶には、原則として沿岸国たる日本の管轄権が及ぶとした。ただし、領海において、沿岸国は、外国船舶の無害通航を妨害してはならない等の義務を負っていることから、領海内を航行中のクルーズ船が無害通航を行っている場合、日本は我が国の法令に基づく措置を採ることができないことがあると説明した¹⁷。国会の議論の中では茂木外務大臣が、「今回のような事案においては、旗国、運航者の所在国、寄港国、そして乗員乗客の国籍国等が協力して感染症の拡大を防ぐことが何より重要だと考えており、（中略）今後、同じような事態が起こったときには国際的な協調体制を整備する必要がある」との認識を示した¹⁸。

なお、4月には長崎停泊中のクルーズ船「コスタ・アトランチカ」内で新型コロナウイルスの集団感染が確認され、日本政府は旗国・運航国のイタリアと調整しつつ、フィリピンなどへの乗員の帰国を進めた。こうした観光旅客船内で感染症が拡大した際の国際的な対応の在り方に関する調査・研究を実施するため、令和2年度第1次補正予算外務省所管分に0.6億円が計上された。

¹⁵ 第201回国会参議院外交防衛委員会会議録第13号（令2.5.26）

¹⁶ 第201回国会衆議院予算委員会会議録第15号2頁（令2.2.20）

¹⁷ 「クルーズ船に対する国際法上の管轄権と『日本関係船舶』の該当性に関する質問に対する答弁書」（内閣参質201第61号、令2.3.10）

¹⁸ 第201回国会参議院予算委員会会議録第12号26頁（令2.3.17）

3. 深刻化する米中対立

トランプ米大統領は就任後、中国への圧力を強め、2018年3月に米国通商法第301条に基づく対中制裁措置の発動を発表して以降、米中両国間では貿易摩擦が激しくなっていた。

現在、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大する中、世界第一位、第二位の経済大国である米中両国間の関係の安定が国際社会にとっても重要になっているが¹⁹、第201回国会中、WHOにおける対立、香港への中国の影響力行使の増大等により、米中両国の対立は一層深刻なものとなった。

(1) 米中貿易摩擦の動向

中国による知的財産の侵害を特に問題視したトランプ大統領は、2018年3月22日、1974年通商法第301条に基づく対中関税制裁措置を決定した。これ以降、トランプ政権は今までに4回の追加関税措置を発動し、また、中国も対抗措置として追加関税を発動してきた。結果、米中間の追加関税の規模は、2019年9月1日の時点で、今後米国が合計約5,200億ドル相当（対中輸入額合計の約90%）、中国が合計約1,100億ドル相当（対米輸入額合計の約70%）に至ることが危惧されていた。米中間の安定的な経済関係構築は日本のみならず世界全体の持続的な経済成長に直結する²⁰ことから、貿易摩擦の激化及びその影響が懸念されていた。

2019年12月13日、米中両国は更なる貿易摩擦を避けるべく、相互に譲歩することを確認し、2020年1月15日、正式に「第一段階の合意文書」に署名した。合意の主な内容には、今後2年間で中国が少なくとも2,000億ドル分の輸入を拡大すること、また米国が3,000億ドルの追加関税の一部（第4弾追加関税）の関税率を引き下げること（ただし2,500億ドルの追加関税（第1～3弾）は維持）、また、第一段階の効力が生じ次第、第二段階に向けた交渉を始めること等がある。安倍総理は、米中が第一段階の合意に至ったことを受け、「我が国への影響を含め、引き続き高い関心を持って注視していく」と述べた²¹。

(2) コロナ禍をめぐる米中関係 — WHO・台湾 —

WHOは1月30日、新型コロナウイルス感染症は「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」であると発表したが、WHOのテドロス事務局長は感染症に関する中国の対応について、「中国は非常に良くやっており、習近平国家主席は危機対応にあたりリーダーシップを発揮している」との趣旨の発言を繰り返したため、米欧諸国はWHOが中国寄りの組織になっていると批判した。特に、ポンペオ米国務長官は新型コロナウイルスが「武漢ウイルス」であるとして中国を名指しで批判し、また、トランプ大統領は、4月に全体の約15%に当たる約8億9,000万ドルの米国によるWHOへの拠出金の停止、5月には米国のWHOからの脱退を表明し、7月6日には1年後のWHO脱退の正式通知を行った。一方

¹⁹ 第201回国会参議院外交防衛委員会会議録第15号（令2.6.2）

²⁰ 第201回国会参議院本会議録第3号12頁（令2.1.24）

²¹ 同上

中国は、WHOに対する寄付を3,000万ドル（約32億円）追加すると発表し、対立する方針を明確にした。新型コロナウイルス感染症終息後のWHOの在り方について問われた安倍総理は、「今後の同様の事態に備えるためにも、WHOの機能については今回の事態が終息した後に十分な検証が行われるべきである」と述べた²²。また茂木外務大臣も、「WHOを中心に関係各国が国際社会として連携し、発生源や初動対応等について、適切なタイミングで十分検証が行われるべきだ」との考えを示した²³。

WHOをめぐるのは、台湾のオブザーバー参加問題も米中の対立要因となった。台湾は1971年の中国の国連加盟以降、国連やWHO等の機関から脱退している。2009年の重症呼吸器症候群（SARS）流行の際はWHOへのオブザーバー参加が認められていたことから、今回も参加を要求していたが、現在に至るまで参加が認められていない。米国は、台湾が2019年末に既に新型コロナウイルス感染症についてWHOに警告していたことを念頭に、「WHOは台湾からの警告を無視した」と主張し、また、台湾が早々に新型コロナウイルス感染症の感染者数を減少させたことから、「台湾のWHOオブザーバー参加は科学的知見の共有につながる」との考えを表明した。これに対し中国は、「一つの中国」の原則の下、台湾のオブザーバー参加を認めることはできないとの立場を主張した。台湾のWHOへのオブザーバー参加について問われた茂木外務大臣は「我が国は、従来より、国際保健課題への対応に当たっては地理的空白を生じさせるべきでないという立場であり、今後も主張する」との認識を示した²⁴。また、2020年5月19日のWHO総会に際し、「日本としてはできるだけ台湾がWHOにオブザーバー参加できるように努力をしたい」²⁵としつつ、総会后、「今回台湾が参加できなかったことは非常に残念であるが、WHOの事務局長がより主体的にリーダーシップを発揮することを期待したい」と今後への展望を示した²⁶。

このように、新型コロナウイルス感染症対応においてはこれまで以上に世界が連携して取り組むべきところ、米中対立を背景に足並みが乱れる場面が多分に見られることとなった。

（3）香港情勢に対する日本の姿勢

習近平国家主席が就任した2013年以降、中国政府は香港における反体制的な言動を厳しく取り締まる動きを加速させており、その動きに対抗する形で香港では大規模なデモが頻発している。近年では、2014年に全国人民代表大会（全人代）で提案された香港行政長官の選挙制度改正案に反対するデモ（いわゆる「雨傘運動」）、2019年3月に香港立法会に提出された中国への容疑者引渡しを可能にする逃亡犯条例改正案に反対するデモ等が起こった。逃亡犯条例改正案に関しては、警察とデモ隊が激しく衝突した結果、林鄭月娥香港行政長官は同年9月、改正案の撤廃表明を行うこととなった。この結果、同年11月に行われた香港区議会選挙において、民主派が大きく躍進した。安倍総理は一連の香港情勢に

²² 第201回国会参議院本会議録第14号（令2.4.27）等

²³ 第201回国会衆議院外務委員会議録第6号15頁（令2.5.13）

²⁴ 第201回国会衆議院外務委員会議録第2号3頁（令2.3.6）

²⁵ 第201回国会衆議院外務委員会議録第6号16頁（令2.5.13）

²⁶ 第201回国会参議院外交防衛委員会議録第15号（令2.6.2）

ついて、「大変憂慮」しており、「一国二制度の下、自由で開かれた香港が引き続き繁栄していくことが重要であり、自制と平和的な話し合いを通じた解決を関係者に求めるとともに、事態が早期に収束、收拾され、香港の安定が保たれることを強く期待する」と述べた²⁷。

2020年5月28日、例年より遅れて開催された全人代の閉会にあたり、中国は香港国家安全法の制定方針を採択した。香港立法会を通さず中国政府が立法する枠組みであり、外交・防衛以外の自治を認める「一国二制度」が形骸化するおそれがあることから、米国、英国を始めとする各国は中国政府に対し深い懸念を表明した。中でもトランプ大統領は、「一国二制度」が1984年の英中共同宣言に基づくものであり、1997年の香港返還以降50年は高度な自治を変えないとしていることから、「英国との国際約束に明確に違反している」として中国へ制裁措置を打ち出すことを表明した。

香港情勢への姿勢について問われた安倍総理は、「全人代において、香港に関する議決が、国際社会や香港市民が強く懸念する中でなされたこと及びそれに関連する香港の情勢を深く憂慮し」、香港が「我が国にとって緊密な経済関係及び人的交流を有する極めて重要なパートナーであり、一国二制度のもとに、従来の自由で開かれた体制が維持され、民主的、安定的に発展していくことが重要であるというのが我が国の一貫した方針である」と述べた上で、我が国の立場を中国側に申入れ、関係各国と連携して対応することを表明した²⁸。

また、G7諸国の中でも日本がリーダーシップを取り、国際社会の懸念を示した共同声明を中国に対して発出すべきではないかと問われた安倍総理は、「日本がG7の中において、声明を発出していくという考え方のもとにリードしていきたい」と述べた²⁹。6月18日、全人代常務委員会開会に先立ち、G7外相は香港に関する声明を発出した。声明においては、中国が決定した香港に関する国家安全法制定に対し「重大な懸念を強調する」とともに、「中国の決定は『一国二制度』の原則や香港の高度な自治を深刻に損なうおそれがある」とした上で、中国政府に再考を強く求めるとされた。

しかし、中国政府はG7諸国の懸念にもかかわらず、6月30日、全人代常務委員会において、「香港国家安全維持法」（香港国家安全法）を全会一致で可決し、翌7月1日、同法を施行した。同法は、中国政府監督のもと、香港での反体制的な行動を禁止するものであり、英国を始めとする各国は、「国家安全法の制定は『一国二制度』に対し明確な脅威である」と非難した。また、米国は香港への優遇措置を見直すことを表明し、英国は香港市民に対し、市民権や永住権の申請を可能にする方針を明らかにした。日本政府は国会において、国際社会、そして香港市民の強い懸念にもかかわらず、国家安全法が制定されたことは「遺憾」であるとし³⁰、これまでの「憂慮」からより表現が強まることとなった。また、同法の制定は国際社会の一国二制度の原則に対する信頼を大きく損ねるものであり、今後の対応については、関係各国と緊密な連携をした上で、適切に対応していくとした³¹。

²⁷ 第201回国会参議院本会議録第3号11頁（令2.1.24）、同16頁（令2.1.24）

²⁸ 第201回国会衆議院予算委員会議録第26号34頁（令2.6.9）等

²⁹ 第201回国会衆議院予算委員会議録第27号5頁（令2.6.10）

³⁰ 第201回国会衆議院安全保障委員会議録第7号（令2.7.8）

³¹ 同上

4. コロナ渦における日本の近隣外交

(1) 日中関係

ア 習近平国家主席の国賓訪日

安倍総理と習近平国家主席は、2019年6月27日のG20大阪サミットにおいて、日中関係が正常な軌道に戻りつつあることを確認し、「日中新時代」を切り拓いていくとの決意を共有した。さらに、安倍総理が習主席の2020年春の国賓としての訪日を招請し、同主席はこれに応ずる意向を示した。2019年12月23日及び25日に行われた日中首脳会談においても、日中両国は、2020年春の習主席の国賓訪日を有意義なものとするべく協力していくことで一致した。

第201回国会冒頭の代表質問では、安倍総理は今後の日中関係について、「日本と中国は、地域や世界の平和と繁栄に、ともに大きな責任を有し」ており、「習近平国家主席の国賓訪問を、その責任をしっかりと果たすとの意思を内外に明確に示していく機会としたい」と述べた³²。他方、尖閣諸島周辺海域への中国公船による継続的な侵入、中国での日本人拘束事案、香港情勢（3.（3）参照）や新疆ウイグル自治区での人権問題への国際的な関心が高いことから、習主席の国賓訪日については慎重な意見も示された。これに対し茂木外務大臣は、国賓訪日の意義を改めて強調した上で、東シナ海・南シナ海における中国公船の侵入や資源をめぐる問題及び邦人拘束事案等について引き続き中国側に前向きな対応を強く求めていくとの決意を示した³³。

2020年1月下旬以降、新型コロナウイルス感染症は全世界に拡大し、2月24日、中国で例年3月に行われる全人代の延期が決定された。日本政府は当初、予定どおり習近平国家主席の国賓訪日を行う予定であったが³⁴、3月5日、日中両国は習主席の国賓訪日の延期を発表した。茂木外務大臣は延期の理由について、日中外相会談等でやり取りを行った結果、「現下最大の課題である新型コロナウイルス感染症の拡大防止、また、約10年に一度となる中国国家主席の国賓訪日を十分成果が上がるものとするためには両者でしっかりと準備を行う必要があるという認識で一致した」と説明した³⁵。その後、6月に入り、今後の習主席の訪日予定の見通しについて問われた安倍総理は、「まずは、新型コロナウイルスの状況を収束させるということが何よりも重要であり、少なくとも今は具体的な日程調整をする段階にはない」と答弁した³⁶。

イ 尖閣諸島周辺海域への中国公船の侵入

第201回国会開会中の期間においても、中国公船の尖閣諸島周辺海域の侵入は継続した。安倍総理は会期冒頭、「尖閣諸島周辺海域を含む東シナ海における一方的な現状変更の試みについては、これまでも累次の機会に日本の強い懸念を伝えてきており、引き続

³² 第201回国会衆議院本会議録第2号11頁(令2.1.22)、第201回国会参議院本会議録第3号6頁(令2.1.24)等

³³ 第201回国会参議院本会議録第1号6頁(令2.1.20)

³⁴ 第201回国会衆議院予算委員会第三分科会議録第1号50頁(令2.2.25)

³⁵ 第201回国会参議院予算委員会会議録第9号33頁(令2.3.9)

³⁶ 第201回国会衆議院予算委員会会議録第26号34頁(令2.6.9)

き冷静かつ毅然と対応して」いくことを表明したが³⁷、新型コロナウイルス感染症が終息していないにもかかわらず、中国による尖閣諸島周辺海域への侵入は続いており、6月18日には中国公船の接続水域の航行が過去最長の65日間連続となった。特に5月8日には、中国公船が尖閣諸島の領海内に侵入し、約2時間にわたり操業中の日本漁船を追尾したことを受け、今後の対応を問われた衛藤国務大臣は、「今までと異なり大変な問題」との認識を示し、警戒監視体制の強化、海洋状況の把握等を行う必要があると述べた³⁸。また、このような中国公船の侵入状況の認識について問われた茂木外務大臣は、「国際社会の連携、協調が必要な中で、一つ一つ現状をつくり、それを事実にしてしまう『サラミ戦略』を中国に取られないようにしっかり対応していくことが必要だ」との答弁を行った³⁹。

(2) 日露関係

日露関係については、安倍内閣から、2016年のプーチン大統領訪日の際に合意した北方四島での共同経済活動や元島民の航空機による墓参を進め、1956年共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させるとの両首脳間の合意を踏まえ、領土問題を解決して平和条約を締結する決意が示された⁴⁰。2020年2月15日には、茂木外務大臣就任後4回目となる日露外相会談がミュンヘンで開催されるなど、粘り強い交渉が続けられた⁴¹。

しかし、新型コロナウイルス感染症はロシアにおいても拡大し、感染者数が米国、ブラジルに次ぐ多さになるなど感染終息が見通せない状況となった。日本政府は、4月15日、令和2年度の四島交流等事業の当面の実施見合わせを発表した。5月7日の日露首脳電話会談では、日露間の協議や協力について、新型コロナウイルス感染症の終息に一定のめどが立ち次第速やかに実施できるよう準備を進めていくことで一致した⁴²。茂木外務大臣が、「四島交流事業は極めて重要であり、可能な限り早期に開始したい」との見解を表明する一方、日本政府は、ロシアが日本側の訪問団に検疫を求めてくる問題は出てくるとの認識を示し、「四島交流等事業をいかに円滑に行っていくことができるかしっかり検討していく」とした⁴³。

(3) 北朝鮮情勢

2019年12月末の朝鮮労働党中央委員会全員会議総会における金正恩委員長の演説では、核実験やICBM発射の再開を示唆し、さらに、「新しい戦略兵器を目撃することになる」と主張するなど強硬な姿勢を内外に示していた。世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の中にあっても、北朝鮮は2020年の3月中に4回にわたって短距離の弾道ミサイルを発

³⁷ 第201回国会参議院本会議録第2号16頁(令2.1.24)

³⁸ 第201回国会参議院予算委員会会議録第21号(令2.6.11)

³⁹ 第201回国会参議院外交防衛委員会会議録第17号(令2.6.12)

⁴⁰ 第201回国会参議院本会議録第1号5頁(令2.1.20)、同6頁(令2.1.20)

⁴¹ 第201回国会衆議院予算委員会第三分科会議録第1号52頁(令2.2.25)

⁴² 第201回国会参議院外交防衛委員会会議録第11号11頁(令2.5.12)

⁴³ 同上

射するなど挑発行為を継続させた。この間、北朝鮮はWHOを通じて国内に感染者はいないと主張したが、他方、茂木外務大臣は中国や韓国の例を挙げつつ、「一般的に見たら（感染者が）出ている可能性は極めて高いと考えている」との分析を示した⁴⁴。北朝鮮の動向は不透明感を増しており、6月16日には、金正恩委員長を非難するビラ散布に対抗して2018年の南北首脳会談を機に設置された共同連絡事務所を爆破するなど、南北関係を断絶する行動に出ている。

安倍総理は施政方針演説において、「何よりも重要な拉致問題の解決に向けて、条件を付けずに、私自身が金正恩委員長と向き合う」との決意を引き続き表明した⁴⁵。高齢となった拉致被害者自身やその家族のために、より早期の解決が求められたが、2月3日に有本恵子さんの母・嘉代子さんが、6月5日に横田めぐみさんの父・滋さんが逝去した。安倍総理は「肉親の帰国を強く求める御家族の切実な思い、積年の思いを胸に、何としても安倍内閣で拉致問題を解決する」と国会で答弁した⁴⁶。

(てらばやし ゆうすけ、あらかき ちほみ)

⁴⁴ 第201回国会衆議院外務委員会議録第4号4頁（令2.4.3）

⁴⁵ 第201回国会参議院本会議録第1号5頁（令2.1.20）

⁴⁶ 第201回国会参議院本会議録第23号（令2.6.8）